

文京愛菊会・会則

(名称・事務所)

第1条 本会は、文京愛菊会と称し、事務所を会長宅におく。

(目的)

第2条 本会は、日本独自の菊花栽培の伝統を大切にし、その研究と普及並びに会員相互の親睦を図ると共に、永く湯島天神菊まつりを盛り立てることを目的とする。

2 目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 菊花展示会の開催
- (2) 会員地区別研究会、新人講習会、学童勉強会
- (3) 菊苗の配付及び販売
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第3条 本会員は、東京都区内及び近県に居住または勤務する者で、本会の目的に賛同するものとする。

(会費)

第4条 本会の会員および会費は、次の2種とする。

- (1) 正会員 会費は年額3,000円を納付する者
- (2) 協賛会員 会費は年額4,000円以上を納付する者(企業・業者等)

(入退会)

第5条 本会に入会しようとする者は、規定の会費を添えて申込みものとする。

- 2 会員は、自己の都合によりこの会を脱退しようとする場合は、書面又は口頭で会長まで届け出ることとする。この場合、既納の会費は返還しない。
- 3 会費を期限までに納入しない者は、脱会したものとみなす。

(役員)

第6条 本会には、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 2名
- (4) 理事 若干名
- (5) 会計監査 2名

(会務)

第7条 役員会の会務は、次の事項とする。

- (1) 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、会計に関する事務に従事する。
- (4) 理事は、会務を掌理する。
- (5) 会計監査は、会計を監査する。

(名誉会長及び顧問・相談役)

第8条 本会は、名誉会長及び顧問・相談役を置くことができる。

- 2 本会は、会の発展に多年にわたり尽力した会長を退任名誉会長として、総会決議で置くことができる。

(役員改選)

第9条 会長・副会長・会計・理事及び会計監査は、会員の中から総会で選任す

る。ただし、顧問及び相談役は、役員会の議を経て会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年として再任を妨げない。ただし、補欠による就任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会の会議は、次の2種とする。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(会議開催)

第12条 総会は、会計年度の初めに1回開催するが、会計年度の日程によっては、会計年度以前に開催することができる。また必要があるときは、臨時総会を開くことができる。

2 役員会は、必要に応じて開くものとする。

(議長)

第13条 会議は、すべて会長が招集し、総会の議長は総会で、役員会の議長は役員会で選任する。

(会議性格)

第14条 各会議は、次の事項を審議する。

- (1) 総会
 - (ア) 会則を定め、または変更すること。
 - (イ) 事業計画を定め、同報告を承認すること。
 - (ウ) 歳入歳出予算を定め、同決算を承認すること。
 - (エ) その他重要な事項。
- (2) 役員会
 - (ア) 事業計画を立案すること。
 - (イ) 事業運営に関すること。

(会議議事)

第15条 会議の議事は、出席者の過半数をもって定める。ただし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会計)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(運営経費)

第17条 本会の運営経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(委任)

第18条 本会の運営に必要な規程は、別に定める。

(付則)

この会則は、昭和39年2月26日(設立総会)から施行する。

平成21年9月13日一部改正(13回目)

平成24年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成28年4月17日一部改正

平成30年3月31日一部改正

令和8年3月29日一部改正